

幼児2人同乗用自転車購入費補助金 申込受付中

補助金の交付申請しようとする人は、購入前に事前申し込みをしてください。

申請できる人(全てに当てはまる人が対象) =

- ①購入時および申請時に同一世帯において、1歳以上小学校就学の始期に達するまでの者2人以上を養育している人(※小学校就学の始期に達するまでとは、小学校入学前の3月31日までをいいます。)
- ②購入時および申請時に市内に住所を有し、現に居住している人
- ③安全基準に適合した幼児2人同乗用自転車を自ら使用する目的で購入する人
- ④世帯の中に市税を滞納している人がいないこと
- ⑤本人または同一の世帯の人が、この補助金の交付を受けていない人

補助対象とする自転車(全てに当てはまる自転車が該当) =

- ①幼児2人同乗用自転車安全基準に適合したBAA(社団法人自転車協会認証)マークおよび幼児2人同乗基準適合車マークが貼付されているもの
- ②市内の自転車販売店等で新車として購入するもの
- ③防犯登録がされているもの

◆TSマーク付帯保険など自転車損害賠償責任保険等の加入がされていること

補助対象経費 = 安全基準適合幼児2人同乗用自転車と

同時購入する幼児用座席及び幼児用ヘルメット購入費

補助金額 = 補助対象経費合計の2分の1に相当する額(ただし、40,000円が限度)

問合せ = 市民安全課 交通対策係(内線625)

在宅障害者交通費補助金の申請受付について

障害者の就労支援のため、事業所への通所にかかる交通費(年4回のうち今回は4~6月分)を補助します。

対象 = 下記①~③の全てにあてはまる人

- ①市内に住所を有している人
- ②身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳のいずれかを所有している人
- ③障害者総合支援法に基づく事業所で生産活動を行い工賃を支給されている人

※生活保護受給者で、生活保護法により移送費を受けることができる人は対象になりません。

補助内容 = 事業所の通所時に公共交通機関(電車・バスに限る)を利用した場合の交通費の2分の1とし、上限額は1カ月あたり1万円となります

申請書配布期間 = 6月23日(金) ~ 7月14日(金)

申込・問合せ = 土・日曜を除く7月3日(月) ~ 14日(金) 9時 ~ 17時に社会福祉協議会 福祉課(☎53-6531・FAX55-0986)へ

ひとり親家庭等医療費受給資格証の更新について

6月初旬にひとり親家庭等医療費受給資格証をお持ちの全ての人に更新のための書類を送付しています。

現在お持ちの受給資格証の有効期限は7月31日(月)までとなっています。8月以降も資格要件を満たす人で、引き続き医療費の助成を希望される場合は、お早めに更新手続きをおこなってください。

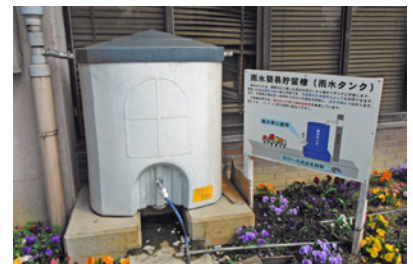
※なお、ひとり親家庭等医療費助成には所得による支給制限があります。ご本人および扶養義務者の令和4年中の所得が一定の基準を超えると、医療費助成が一定期間停止されます。

※更新の書類が届いていない場合は、下記まで連絡してください。

問合せ = 子育て支援課 給付係(内線529)

雨水タンクの設置には補助金が交付されます

雨水タンクは、大雨時に雨どいからの雨水を一時的にタンクに貯めることにより、河川に流れ込む雨水の量を減らし、川の氾濫を抑制する効果があり、水害に強いまちづくりを促進することができます。



貯まった水は庭木への散水や打ち水などにも使えますので、エコライフの一助としてぜひご活用ください。

補助金額 = 雨水タンク本体価格と設置費の半額(上限4万5千円)

※対象雨水タンクは雨どいより雨水を貯留する機能を有する物でかつ市販されている物に限ります。

※補助には交付要件を満たす必要があります。

※申請用紙等必要書類は、随時、市役所 3階建設課4番窓口にて配布しています。

問合せ = 建設課 治水係(内線613)

教科書展示会

本年度採択をする小学校用教科用図書を展示します。

期間 = 6月15日(木) ~ 7月12日(水)

※毎週火曜、第1・3水曜除く。

場所 = 市立図書館 2階教科書展示コーナー

問合せ = 学校教育課(内線722)